

平成30年第2回定例会（9月議会）

予算及び付託議案審査関係資料

平成30年9月14日

企画振興部

【予算関係】

情報企画課 地域情報格差解消事業について ··· 1

【議案関係】

市町村課 「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第173号） ··· 2

地域情報格差解消事業について

情報企画課

1 事業目的

地域間の情報通信格差を解消するため、市町村が行う情報通信基盤施設の整備に対して助成する。

2 事業内容

- (1) 補助対象 市町村
- (2) 対象経費 ラジオ放送中継施設整備に要する経費
- (3) 補助額 事業費から国の民放ラジオ難聴解消支援事業（補助率2／3）による補助額を差し引いた額に3／10を乗じて得た額

【事業費の内訳等】

市町村	解消地区	放送事業者	世帯数	事業費	国補助 (20/30)	県補助 (3/30)	村負担 (7/30)
東成瀬村	田子内 岩井川 椿 川	F M秋田	752 <small>地区 全世帯数 809</small>	89,013	59,342	8,901	20,770

3 予算額

$$8,914 \text{ 千円} (\ominus 8,914 \text{ 千円})$$
$$\left. \begin{array}{l} \text{旅費等} \\ \text{負担金補助及び交付金} \end{array} \right\} 13 \text{ 千円}$$
$$8,901 \text{ 千円}$$

「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部 を改正する条例案」について（議案第173号）

市町村課

1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、経由事務（※1）に建築物の敷地と道路との関係に関する建築基準法（以下「法」という。）における制限（※2）の適用除外に係る認定の申請の受理等の事務を加える必要がある。

2 改正内容

- (1) 経由事務に次の事務を加えることとする。（別表第85第26号から第28号まで関係）
 - ① 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理
 - ② 法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理
 - ③ 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請の受理
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

（参考）

※1 経由事務

- ・知事等の権限に属する事務のうち、申請や届出の受理など、市町村が窓口となって処理することが適当と認められ、市町村に移譲することとする事務

※2 制限

- ・建築物の敷地は、法が認める道路に2m以上接しなければならない

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別表第八十五（第十三条関係）		新	旧
		経由事務	経由事務
一(二)二十五(略)	二十六 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(一)二(三)略	(一)二(三)略
(四) 法第四十三条第二項第一号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理	(五) 法第四十三条第二項第二号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理	(六) 法第四十三条第一項ただし書及び第四十条の申請の受理	(七) 法第八十五条第三項、第五項及び第六項の規定による応急仮設建築物の存続等の許可の申請の受理
二十七 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、前号(一)、(二)及び四から(五)までに掲げるもの（同号(一)、(四)、(五)、(六)、(七)及び(八)に掲げる事務にあっては、同令	(八) 法第八十五条第三項及び第五項の規定による応急仮設建築物の存続等の許可の申請の受理	(九) 法第四十三条第一項ただし書及び第四十条の申請の受理	(十) 法第八十五条第三項及び第五項の規定による応急仮設建築物の存続等の許可の申請の受理
略	略	略	略

第一百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は
工作物に係るものを除く。)

二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基
づく事務のうち、第二十六号(一)、(二)及び四か
ら(五)までに掲げるもの（同号(一)、(四)から(六)ま
で、(七)（同法第五十二条第十四項（同項第二
号に該当する場合に限る。）の規定による許
可の申請に係るものに限る。）、(八)、(九)、(十)
(同法第六十八条第三項第二号の規定による
許可の申請に係るものに限る。）、(十一)から(十二)
まで、(十三)、(十四)及び(十五)に掲げる事務にあつ
ては、同令第一百四十八条第一項各号に掲げる
建築物又は工作物に係るものを除く。）

略

第一百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は
工作物に係るものを除く。)

二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基
づく事務のうち、第二十六号(一)、(二)及び四か
ら(五)までに掲げるもの（同号(一)、(四)、(九)
(同法第五十二条第十四項（同項第二
号に該当する場合に限る。）の規定による許
可の申請に係るものに限る。）、(七)、(八)、(十)
(同法第六十八条第三項第二号の規定による
許可の申請に係るものに限る。）、(十一)から(十二)
まで、(十三)、(十四)及び(十五)に掲げる事務にあつ
ては、同令第一百四十八条第一項各号に掲げる
建築物又は工作物に係るものを除く。）

略